第4稿

新うどん県泊まってかがわ割
取扱マニュアル

【ワクチン・検査パッケージ】

～４月８日以降旅行分より適用～

助成対象県
(令和4年4月8日～香川県・徳島県・愛媛県・高知県・山口県)

新うどん県泊まってかがわ割事務局

〒760-0017香川県高松市番町１丁目６－６
甲南アセット番町ビル３Ｆ　３０４
ＴＥＬ：087-823-5011　ＦＡＸ：087-823-5013
事務局営業時間：月曜～金曜、10時～17時
（土日祝、年末年始※12/29～1/3休業）
メールアドレス：kagawa-wari@bsec.jp
公式ＨＰ：https://www.new-kagawa-wari.com

０．はじめに ～「新うどん県泊まってかがわ割」の実施にあたって～

新うどん県泊まってかがわ割の適用については、旅行会社、宿泊施設にて予防接種済証等又は検査の結果通知書の確認を行って頂く必要があるため、必要となる手続き等を本書にまとめました。本書を確認の上、お間違いの無いようお願いいたします。なお、本書に掲載のない事項につきましては、お手数をおかけしますが、その都度事務局までお問い合わせ下さい。

■目次

０．はじめに・・1

１．参加条件・・2

２．ワクチン検査パッケージの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

３．予防接種済証、検査結果通知書の確認について・・・・・・・・・・・・・・・４～13

４． 旅行会社の商品造成・販売時における留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・14～15

５．【参考】商品販売時に明記すべき文言記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・16～17

６．Ｑ＆Ａ・・・18

１．参加条件

制度変更に伴い、従来の参加条件に加え新たに追加される条件に同意できること。

【従来の参加条件（一部表現改定）】
・マニュアルに示す手順により、利用実績の報告事務を行うこと。
・（宿泊事業者）
マニュアルに示す「新型コロナウイルス感染症対策に関する事項」の取り組みを実践すること。
（旅行業者）
「旅行業における新型コロナウイルスガイドライン（日本旅行業協会・全国旅行業協会）」を遵守し、感染防止対策の取り組みを実践すること。
・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言発出やまん延防止等重点措置、飲食店の営業時間短縮要請適用、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言においてレベル３以上と判断された場合、本事業を一時休止することに同意できること。

＋

【新たに追加される条件】

・次ページに示す「ワクチン・検査パッケージ」の取り組みを実践すること。
・（宿泊事業者）
直接予約、OTA経由予約について、助成対象県在住の方の当日対応としてチェックイン時等の本人確認と併せてワクチン接種歴又は検査結果通知書の確認を実施すること。また、事前に旅行業者から「〇〇依頼書（隣-2号）」にて「ワクチン・検査パッケージ」対応の依頼があった場合は直接予約と同様の手法で対応し、「〇〇依頼書（隣-2号）」を用い、結果を旅行業者へ報告を行うこと。

・（旅行業者）
割引対象とする商品の募集パンフレットや旅行条件書等には「ワクチン・検査パッケージ」の利用条件や条件を満たさない場合の対応等を明記すること。基本旅行業者で事前・もしくはツアー開始時に本人確認と併せてワクチン接種歴又は検査結果通知書の確認を実施すること。但し、「検査結果通知書」において店舗等が定休日等の理由により、事前確認が困難な合は、宿泊事業者の過度な負担とならぬよう配慮すると共に、案件毎に前もって「〇〇依頼書（隣-2号）」を宿泊施設にデータ等でお送りし、必ず「ワクチン・検査パッケージ」対応の依頼を行い理解を得ること。また、「〇〇依頼書（隣-2号）」原本については利用者に手交し、当日の持参をお願いすること。

・（OTA事業者）
代表者及び同行者全員の居住地が助成対象県のいずれかであること、「ワクチン・検査パッケージ」が必須条件であることを利用者に分かりやすく告知し、異なった条件で宿泊をしようとする事実が発覚した際には割引適用外となり、条件の異なる予約をキャンセル料を払って取消を行う必要がある旨、利用者の同意を得ておくこと。「ワクチン・検査パッケージ」の当日対応を宿泊事業者に依頼することとなるため、宿泊事業者に対し当該利用者の予約通知を行う際には必ず「ワクチン・検査パッケージ」の当日対応を依頼する旨の文言を入れること。（通常予約と内容を明確に区別）

2．ワクチン検査パッケージの概要

新うどん県泊まってかがわ割の適用にあたっては、国の「ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に沿った手続が必須となりますので、本マニュアルにより適切な対応をお願いいたします。

1．ワクチン・検査パッケージの内容

ツアー開始時（チェックイン時）に本人確認とあわせ予防接種済証等または検査結果通知書の提示を求め、利用者がワクチン接種済または陰性であることを確認頂きます

NEW

ワクチンの３回目接種を受けた方、または陰性が確認できた方のみ新うどん県泊まってかがわ割の割引及びクーポン配布が可能です。

2．上記の確認ができなかった場合

①宿泊施設の場合

新うどん県泊まってかがわ割を適用しない宿泊プランを提案してください

②旅行会社の場合

販売時に示している対応方法（取消等）でご対応ください

3．商品造成・販売時の留意事項（旅行会社・宿泊施設共通）

・条件を満たさない場合の対応等を商品説明に明記する

・ワクチン接種歴or検査結果を提示することの同意を販売時に得る

・ワクチン接種歴の確認は、事前（販売時等）に行う

4．例外事項

①学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス

遠足や修学旅行等の学校等の活動に関する旅行については、予防接種済証等または検査結果通知書の確認不要

②12歳未満の子どもについて

同居する親等の監護者が同伴する場合は、予防接種済証等または検査結果通知書の確認不要（まん延防止等重点措置が発令されている場合を除く）

３．予防接種済証、検査結果通知書の確認について

１．確認等の流れ

（１）宿泊施設

①予約受付時

新うどん県泊まってかがわ割の適用の申し出があった際は、チェックイン時に予防接種済証等によるワクチン接種の確認または検査結果通知書による陰性の確認ができない場合、割引の適用、クーポン配布ができないので、**必ず同行者を含む全員分の予防接種済証または検査結果通知書等を持参いただくように伝える**（予防接種済証等は撮影した画像や写しでも可）

コピーまたは画像でも可

	本人確認書類	予防接種済証等 or 検査結果通知書
予約受付時	**持参の依頼**	
チェックイン時	**目視確認**	

②チェックイン時

身分証等による本人確認と併せて予防接種済証等または検査結果通知書の確認を行う。

（２）旅行会社

①商品販売時

旅行前の販売時等に予防接種済証等の確認を行う。

②ツアー開始時

商品販売時に確認を実施している場合は、本人確認のみを行う。事前確認を行っていない場合は、本人確認とあわせて予防接種済証または検査結果通知書の確認を行う。

- **添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が確認を行う**
- **添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保し確認を行う**

コピーまたは画像でも可

	本人確認書類	予防接種済証 or 検査結果通知書
予約受付時	**目視確認による事前確認**	
ツアー開始時	**目視確認**	**事前確認を行っていない場合、目視確認**

3．予防接種済証、検査結果通知書の確認について

NEW

2．詳細フロー

新型コロナウイルスのワクチン接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件となる。利用時に本人確認書類（身分証明）及び以下①②いずれかの提示が必要。
①ワクチン接種歴（３回目接種済）
…「接種済証」「接種記録書」「接種証明書」等※原本以外に画像や写し等の提示も可
②検査結果通知書
…「PCR検査」「抗原定量検査」は検体採取日＋３日が有効期限
「抗原定性検査」は検体採取日＋１日が有効期限
※同居する親等の監護者が同伴する１２歳未満の利用者は対応不要。
※学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は対応不要。

商品造成・販売時（宿泊事業者・旅行業者・OTA事業者）

販売時に、以下の内容を明記し利用者の同意を得る。
➢対象商品がワクチン接種済（３回目接種済）であること又は旅行開始日・宿泊開始日の３日前以降（抗原定性検査の場合は旅行開始日・宿泊開始日の前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であることが条件であること。
➢検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを利用すること。
※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載。
➢予防接種済証等を撮影した画像や写し等を提示することも可能であること。
➢条件を満たさない場合の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等）。
➢複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等）。
➢確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められないこと。

販売後～旅行開始日（旅行業者のみ）

利用条件の確認を当日に行うと、ツアーの添乗員に負担がかかり、条件に合致しない場合の旅行者の不便も大きくなるため、予防接種済証等の確認は、できる限り事前（販売時等）に行うこととする。また、確認の重複や確認漏れを防ぐため、事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う者に伝達する。
予防接種済証等の確認は旅行業者で完結すること。

3．予防接種済証、検査結果通知書の確認について

旅行開始日・宿泊開始日当日（宿泊事業者・旅行業者）

NEW

・予防接種済証等又は検査結果通知書の事前確認を実施している場合
当日のツアー開始時(旅行業者の場合）又はチェックイン時（宿泊事業者の場合）等に本人確認のみを行う。
・予防接種済証又は検査結果通知書の当日確認を実施する場合
ツアー開始時(旅行業者の場合）又はチェックイン時（宿泊事業者の場合）に本人確認と併せて予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を行う。
・確認は、次のいずれかにより適切に実施する。
➢添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が行う。
➢添乗員が付かない日帰り旅行の場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う。
・予防接種済証等の確認にあたっては、以下を確認する。
➢本人であること（身分証明書当により確認）
➢３回目のワクチン接種済証
➢ワクチンのシール（３回目のシールが貼られていることを確認）
・検査結果の確認にあたっては、検査結果通知書において、以下を確認する。
➢本人であること（身分証明書等により確認）
➢検査結果（陰性であることを確認）
➢有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認※下記補足
➢検査方法（PCR検査、抗原定量検査又は抗原定性検査のいずれかであることを確認）

補足：旅行開始日・宿泊開始日と各種確認書類の期間の考え方

（例）旅行開始日・宿泊開始日4月20日の場合

PCR検査・抗原定量検査の陰性証明の検体採取日		
4月 16日	×	（有効期限1月19日まで）
4月 17日	○	（有効期限1月20日まで）
4月 18日	○	（有効期限4月21日まで）

※2泊の連泊（同施設に限る）や2泊のツアーに関しては2泊目の確認は不要。

抗原定性検査陰性証明の検体採取日		
4月 18日	×	（有効期限4月19日まで）
4月 19日	○	（有効期限4月20日まで）
4月 20日	○	（有効期限4月21日まで）

3．予防接種済証、検査結果通知書の確認について

フロー図（宿泊事業者・旅行事業者共通）

コピー または 画像でも 可

「ワクチン接種証明書」提示の有無

持っている

持っていない

「陰性証明書(検査結果通知書)」提示の有無

持っている

持っていない

本人確認書類の提示の有無

持っている

12歳未満で親など監護者同伴

※ただし香川県が自粛要請の対象となった場合６歳以上１２歳未満も陰性の確認が必要

提示を確認できない方は割引適用ができません

割引の適用ができる

フロー図（旅行事業者の場合）

旅行者

申し込み時にワクチン接種証明書を提示

割引価格で精算、新かがわ割クーポン券を渡す

旅行会社

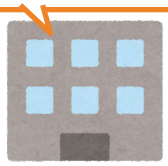

※ワクチン接種証明書を提示できない場合は、旅行前日又は当日までに
陰性証明書（検査結果通知書）を旅行会社に提示する

3．予防接種済証、検査結果通知書の確認について

NEW

ワクチン接種歴の様式イメージと確認事項

＜予防接種済証の場合＞

・3回目シールが貼られているか確認。
・運転免許証等により、本人のものか確認。

＜接種記録書の場合＞

・3回目シールが貼られているか確認。
・運転免許証等により、本人のものか確認。

３．予防接種済証、検査結果通知書の確認について

＜接種証明書の場合＞

新型コロナウイルス感染症　予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

[Surname Given name]
接種 証明

[Date of Birth] (YYYY-MM-DD)
1991-02-05

国内用
[Domestic Use]
SMART Health Cards

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]
2021-04-02	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	ABC123	日本 [JAPAN]
2021-04-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	DEF465	日本 [JAPAN]
2021-12-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	GHI789	日本 [JAPAN]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]
東京都港区長
[Mayor of Kawasaki City, Tokyo Metropolis]

日本国厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]
011002-2021122a-XXXXXX

証明書発行年月日 [Issue Date] YYYY-MM-DD
2021-12-28

・3回目接種済か確認。
・運転免許証等により、本人のものか確認。

3．予防接種済証、検査結果通知書の確認について

＜検査結果通知書の様式例＞

検査結果通知書

・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
・ 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。
・ 新型コロナ感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。

陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。

□ 受検者氏名　○○　○○　（フリガナ　○○　○○　）

□ 検体採取日※1　2021年○月○日

□ 検査結果　陰性　・　陽性　・　判定不能

□ 有効期限※2　2021年○月○日

□ 検査方法　PCR検査等　・　抗原定量検査　・　抗原定性検査

□ 検体　唾液　・　鼻腔ぬぐい液　・　鼻咽頭ぬぐい液

□ 使用した検査試薬又は検査キット名　○○　○○

※1　検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
※2　有効期限：PCR検査等は採取日＋３日、抗原定性検査は検査日＋１日

□ 事業所名（又は検査所名）　○○　○○

□ 検査管理者氏名　○○　○○

【陽性の場合】

□＿＿　医療機関を受診してください。
☑○○　受診・相談センターに電話し受診先について相談してください
電話番号　03－××××－××××

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

３．予防接種済証、検査結果通知書の確認について

３．予防接種済証等によるワクチン接種または検査結果通知書による陰性の確認ができなかった場合の対応

（１）旅行会社、宿泊施設等で検査を行い検査結果が陽性だった場合

・医療機関又は香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す

【香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター】
電話番号：0570-087-550
受付時間：土曜日・日曜日・祝日を含む毎日24時間

・同行者の中に同居人等の濃厚接触者と考えられる旅行者がいる場合は、保健所に相談する等の対応を促す

香川県東讃保健福祉事務所保健対策課
【住所】〒769-2401　さぬき市津田町津田930番地2　TEL　0879(29)8260
【所管地域】東かがわ市・さぬき市・木田郡・香川郡

香川県小豆総合事務所保健福祉課
【住所】〒761-4121　小豆郡土庄町渕崎甲2079-5　TEL　0879(62)1373
【所管地域】小豆郡

香川県中讃保健福祉事務所保健対策一課
【住所】〒763-0082　丸亀市土器町東八丁目526番地　TEL　0877(24)9962
【所管地域】丸亀市・坂出市・善通寺市・綾歌郡・仲多度郡

香川県西讃保健福祉事務所保健対策課
【住所】〒768-0067　観音寺市坂本町7-3-18　TEL　0875(25)2052
【所管地域】観音寺市・三豊市

高松市保健所保健対策課
【住所】〒760-0074　高松市桜町1-10-27　TEL　087(839)2860
【所管地域】高松市

3．予防接種済証、検査結果通知書の確認について

（２）その他の場合

検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン３回目未接種の場合、検体採取日が旅行開始日（チェックイン日）の４日前以前（抗原定性検査の場合は2日前以前）の場合　等

・旅行業者や宿泊業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合、それらの案内を行う（検査キットは薬事承認されたものを使用すること）。

・上記の抗原定性検査の実施が難しい場合

・**新うどん県泊まってかがわ割の割引及びクーポン配布を行わない。**

・複数人の参加者のグループの中に予防接種済証等によるワクチン接種の確認または検査結果通知書による陰性の確認ができた方とできなかった方が混在する場合は、確認できた方については割引及びクーポン配布を行う。

Ø ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法（取消等）を案内する。

Ø 宿泊サービスについては、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊プランを提案する等の対応を必要に応じて行う。

・OTA⇒宿泊施設予約の場合

Ø 事前決済の場合、割引利用分の支払いを受けるものとする。新うどん県泊まってかがわ割クーポンを配布してはならない。

Ø 現地決済の場合、割引非適用価格の支払いを受けるものとする。新うどん県泊まってかがわ割クーポンを配布してはならない。

・旅行会社⇒宿泊施設予約の場合

※「ワクチン・検査パッケージ代行依頼書（隣-2号）」の送付が旅行会社からあった場合に限り対応

Ø 「ワクチン・検査パッケージ代行依頼書（隣-2号）」に記載の取扱を行う。新うどん県泊まってかがわ割クーポンは後日旅行会社へ返却するものとする。また、宿泊施設は旅行会社へ条件を満たさなかったことを「ワクチン・検査パッケージ代行依頼書（隣-2号）」を用い報告することとする。

また、宿泊施設は旅行業者に「ワクチン・検査パッケージ代行依頼書（隣-2号）」を用い、結果を報告することとする。

３．予防接種済証、検査結果通知書の確認について

４．予防接種済証、検査結果通知書の確認にかかる例外事項

（１）学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス

学校等の活動に係るツアーや宿泊サービスについては、予防接種済証等または検査結果通知書の確認を行わず新うどん県泊まってかがわ割の割引及びクーポン配布を行う。

（２）12歳未満の者の取り扱い

12歳未満の者については、同居する親等の監護者が同伴する場合は、予防接種済証等または検査結果通知書の確認を行わず新うどん県泊まってかがわ割の割引及びクーポン配布を行う。

※上記同伴者の全員について予防接種済証等によるワクチン接種の確認または検査結果通知書による陰性の確認ができなかった場合は、新うどん県泊まってかがわ割の割引及びクーポン配布を行わない

※自粛要請の対象となる場合(地域観光支援ではレベル2以下での適用となるため、まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動が該当）にあたっては、6歳以上12歳未満は検査が必要。

行程上、対象の隣接県以外のエリアへの立寄りが発生する場合、割引対象外とする。

直販以外の予約における宿泊事業者の対応について

ＯＴＡ経由の予約にかかる接種済証等又は検査結果通知書の確認について

ＯＴＡ経由の予約にかかる予防接種済証等又は検査結果通知書の確認についてはチェックイン時に宿泊施設で実施することとする。

新うどん県泊まってかがわ割を利用したＯＴＡからの予約時に、利用者はワクチン・検査パッケージ適用となる旨を同意しているため、現地でワクチン接種歴又は検査結果の提示がなされない場合は、割引適用外となる。

OTA以外の旅行会社経由の予約における接種済証・検査結果通知書の確認について

基本、予防接種済証等の確認は旅行業者で完結するため、チェックイン時の接種済証・検査結果通知書の確認は不要。但し、「検査結果通知書」において店舗等が定休日等の理由により、事前確認が困難な合は、案件毎に前もって「代行依頼書（隣-2号）」が旅行業者より送付があるため、その場合は、チェックイン時に「身分証明書」と「検査結果通知書」の確認をし、「代行依頼書（隣-2号）」に確認した旨を記載する事。また、記載した「代行依頼書（隣-2号）」を用い、旅行業者へ結果を報告を行う。

４．商品造成・販売時における留意点

１．ツアー開始時に確認を行う場合の留意点

・予防接種済証等または検査結果通知書の確認に要する時間を商品造成時に考慮するようにしてください。

・予防接種済証等または検査結果通知書の確認において、密にならないような場所を確保してください。

２．商品販売時に明記すべき事項

商品販売時に以下の事項を日程表等に明記するようお願いいたします。（記載例巻末に掲載）

募集型企画旅行でチラシ等を作成する場合は、ア、エ、オについては必ず記載してください。

電話等にて予約を受け付ける場合は口頭にて下記事項をご説明ください。

ア 対象商品について、ワクチン接種済（ワクチン３回目接種済）であること又は確認日の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であることが参加の条件であること。

イ 検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを利用すること。

ウ 予防接種済証等を撮影した画像や写し等を提示することも可能であること。

エ 条件を満たさない場合（検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン接種から14 日を経過していない場合等）の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、新うどん県泊まってかがわ割クーポンの配布を受けられないこと、前日・当日の連絡先、参加可否等）。

【ポイント】

・条件を満たさなかった場合、本キャンペーンの割引及びクーポン配布は不可となります

・取消料についてキャンペーンによる支援はありません

オ 複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応（取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等）。

【ポイント】

・複数人の参加者のグループの一部が条件条件を満たさなかった場合、条件を満たしている方については本キャンペーンの割引及びクーポン配布の対象となります

4．商品造成・販売時における留意点

カ 検査費用が代金に含まれる場合、検査費用が代金に含まれること、検査方法（PCR 検査等、抗原定性検査）、検体採取の方法（郵送検査、来店検査）。
【ポイント】
・検査費用が代金に含まれることによる割引の上乗せ等はありません

キ 確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められないこと。

ク 検査結果通知書の確認を希望する場合は、PCR 検査等による陰性の確認を推奨すること。

3．商品販売時に旅行者から同意を得るべき事項

□ ワクチンを接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件であること。

□ 予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者に提示すること。
※旅行会社で、一つの旅行商品にグループで予約する場合において、代表者のみが来店し旅行者全員分のワクチン接種歴等を提示することで参加者全員分の事前確認とすることができる（画像や写し、電子的なワクチン接種証明書なども可）

□ ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。

□ 検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。

□ 旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

利用条件の確認を当日に行うと、ツアーの添乗員等に負担がかかり、条件に合致しない場合の旅行者の不便も大きくなるため、予防接種済証等の確認は、事前に「旅行利用確認及び個人同意確認書」にて（販売時等）行うこととする。また、確認の重複や確認漏れを防ぐため、事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う者に伝達する。予防接種済証等の確認は旅行業者で完結することとする。但し、「検査結果通知書」において店舗等が定休日等の理由により、事前確認が困難な合は、宿泊事業者の過度な負担とならぬよう配慮すると共に、案件毎に前もって「代行依頼書（隣-2号）」を宿泊施設にデータ等でお送りし、必ず「ワクチン・検査パッケージ」対応の依頼を行い理解を得ること。また、「代行依頼書（隣-2号）」原本については利用者に手交し、当日の持参をお願いすること。

添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う。

５．【参考】商品販売時に明記すべき文言記載例

１．旅行会社向け

※赤字部分は旅行商品毎に旅行会社にて実態に即して記載してください。

・本商品は、ワクチン接種済（ワクチン３回目接種済）であること又は確認日の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であることが参加の条件となります。

・検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを提示ください。

・予防接種済証等は撮影した画像やコピー等の提示でも問題ありません。

・検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果の判明が出発に間に合わなかった場合、ワクチン３回目未接種の場合は、（キャンセル料、変更後の旅行代金、クーポン配布がないこと、前日、当日の連絡先、参加可否等について記載）

・複数人で参加の申込をされている場合にグループの一部の方が条件を満たさない場合は、（グループ内の条件を満たす方についての旅行代金、キャンセル料について記載）

（検査費用が代金に含まれる場合のみ記載）
・本旅行商品は旅行代金に検査費用を含んでおります。検査方法は（PCR 検査なのか抗原定量検査なのか抗原定性検査なのか記載）となります。検体採取につきましては（郵送検査なのか来店検査なのか記載）となります。

・確認書類の持参忘れにより旅行開始日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出での確認は不可となります。

・陰性の確認のためお客様自身で検査を申し込まれる場合は、できるだけ PCR検査により検査をいただきますようお願いします。

５．【参考】商品販売時に明記すべき文言記載例

２．宿泊施設向け

※赤字部分は宿泊プラン毎に各宿泊施設にて実態に即して記載してください。

・本プランは、ワクチン接種済（ワクチン３回目接種済）であること又は確認日の 3 日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であることが利用の条件となります。

・検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを提出ください。

・予防接種済証等は撮影した画像やコピー等の提示で問題ありません。

・確認書類を持参しなかった場合、ワクチン３回目未接種の場合等参加の条件を満たさなかった場合は、宿泊代金は0円となります。また、新うどん県泊まってかがわ割のクーポン配布もありません。なお、キャンセルされる場合のキャンセル料は0円となります。

・１グループ内に、条件を満たす方と条件を満たさない方が混在する場合、条件を満たしている方については、新うどん県泊まってかがわ割を適用いたします。

・確認書類の持参忘れによりチェックイン時に予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出での確認は不可となります。

・陰性であることの確認のため検査を申し込まれる場合は、できるだけ PCR 検査により検査をいただきますようお願いします。

6．Q&A

NO.	質問内容	回答
1	ワクチン接種歴、検査結果通知書は原本の提示が必要か。	画像や写し（コピー）等の提示でも可能です。ただしそれが本人のものでなければいけません。そのために本人確認も必要となります。
2	複数泊の場合、ワクチン接種歴、検査結果通知書はその都度取得し提示が必要か。	同じ宿泊施設に２泊する場合は、２泊目の提示・確認は不要です。宿泊施設を変えて複数泊する場合は、たとえ一連の旅行であったとしてもチェックインの度に提示・確認が必要です。
3	ワクチン・検査パッケージの条件を満たさない場合とは具体的にどのようなものか。	検査結果が陽性、確認書類の持参忘れ（提示できない）、ワクチン３回目未接種の場合、検査結果通知書の有効期限が切れている（ PCR 検査等は検体採取日＋３日、抗原定性検査は検体採取日＋１日が有効期限）等があります。いずれの場合も割引適用外となり、キャンセル料の負担もできません。
4	（3 のうち持参忘れの場合）後日の提示で認められるか。	後日の提示では認められません。
5	ワクチン・検査パッケージの適用外となる場合はあるか。	同居する親等の監護者が同伴する１２歳未満の利用者及び学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は適用外となります。ただし、自粛要請の対象となる場合（緊急事態宣言発出、まん延防止等重点措置の適用、新型コロナウイルス対策分科会の提言においてレベル３以上と判断された場合等）にあっては、６歳以上１２歳未満の利用者は検査が必要となります。
6	ワクチン・検査パッケージの確認書類（利用者の署名）等のコピーを提出する必要はあるか。	確認は目視のみで結構です。「料金計算シート・利用証明書」の提出もこれまでと同様、提出不要です。
7	検査費用は割引対象とすることができるか。	旅行・宿泊商品に含まれない検査費用については、割引の対象とはなりません。旅行・宿泊商品に含まれる検査費用（例 .PCR 検査付きツアー）については、割引の対象とすることが可能です。